

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

新光アジア・オセアニアREITオープン（毎月決算型）

新光アジア・オセアニアREITオープン（成長型）

（以下、それぞれを「毎月決算型」、「成長型」、または総称して「各ファンド」といいます。）

2. 信託終了（繰上償還）の理由

各ファンドは2014年12月16日に設定し、主として日本を除くアジア・オセアニアの金融商品取引所上場の不動産投資信託証券（REIT）に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、2021年10月末時点の受益権口数が毎月決算型は約6000万口、成長型は約1億口と各ファンドの信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（30億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

3. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- | | |
|------------------|-------------|
| ・受益者および受益権口数の確定日 | : 2022年3月8日 |
| ・書面による議決権行使期限 | : 2022年4月4日 |
| ・書面決議の日 | : 2022年4月5日 |
| ・繰上償還日（予定） | : 2022年5月9日 |

4. 書面決議の手続きについて

各ファンドの信託終了に関する手続きは、2022年3月8日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、各ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、投資信託契約の解約の届出を行い、2022年5月9日に繰上償還いたします。

なお、各ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、各ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

2022年3月8日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社